

## 議案第128号

### 大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第32条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第45条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等）

第45条の2 法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者

は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及び徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細

(3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

(4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

(5) 徴収の猶予を受けようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

3 前項の規定により添付すべき書類については、同項の規定にかかわらず、法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けようとする者が当該添付すべき書類

を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。

- 4 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第45条の3 法附則第61条第1項に規定する特例対象資産（法第389条の規定の適用を受けるものを除く。）について、同項の規定の適用を受けようとする者は、令和3年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 家屋又は償却資産の所在
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、同項に規定する期間を経過した日以後に申告書を提出する場合には、当該期間内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

第45条の4 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

第2条 大阪市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第45条の4中「附則第62条」を「附則第64条」に改め、同条を附則第45条の5とする。

附則第45条の3第1項中「附則第61条第1項」を「附則第63条第1項」に改め、同条を附則第45条の4とし、附則第45条の2の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第45条の3 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等を定め、個人の市民税について新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置を講じ、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けるとともに、軽自動車税について環境性能割の非課税措置等の適用期限を延長するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪州市税条例 (抄)

(第1条による改正関係)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第32条の2 市長は、法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から**令和2年9月30日**までの間(附則第32条**令和3年3月31日**

の7第4項及び第5項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第113条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第45条 省 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等)

第45条の2 法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及び徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (5) 徴収の猶予を受けようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに  
足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支  
出の見込みを明らかにする書類

3 前項の規定により添付すべき書類については、同項の規定にかかわらず、法附則第  
59条第1項の規定による徴収の猶予を受けようとする者が当該添付すべき書類を提  
出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。

4 法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第6項の規定により申請書の  
訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法附則第59条第3項  
において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に  
当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。  
この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂  
正若しくは提出をしなかったときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若  
しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げた  
ものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定  
資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第45条の3 法附則第61条第1項に規定する特例対象資産（法第389条の規定の適用を  
受けるものを除く。）について、同項の規定の適用を受けようとする者は、令和3年  
1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付  
して、市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人に  
あっては、主たる事務所の所在地）

(2) 家屋又は償却資産の所在

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、同項に規定する期間を経過した日以後に申告書を提出する場合には、当該期間内に提出することができなかつた理由を記載しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例)

第45条の4 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

附 則

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続等）

第45条の2 省 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第45条の3 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第13条第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第45条の3 法附則第61条第1項に規定する特例対象資産（法第389条の規定の適用を  
第45条の4 第63条

受けるものを除く。）について、同項の規定の適用を受けようとする者は、令和3年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)－(3) 省 略

2 省 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例）

第45条の4 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。  
第45条の5 第64条